

# 無料相談

## 2月

※1月分の無料相談は市報12月号を参照ください。

「市民総合相談窓口」では、市民のみなさんが、本庁舎、駅南庁舎、各総合支所のどこにおいてもさらにも迅速に相談をお受けできるよう、施設間にテレビ電話などを配置し、担当職員と直接お話いただけるようにしています。そのほか、市役所各課から取り寄せた資料などをその場でお渡しするなど、サービスの充実に努めています。

### 市民総合相談 予約は ☎ 0857-20-3158 まで

#### ■法律相談【電話予約制】

内容：法律全般（弁護士対応）  
とき：2/15（火）・28（月）13:00～16:00（定員各5人ずつ）  
ところ：2/15＝市役所本庁舎、2/28＝市役所駅南庁舎  
予約：2/8（火）8:30～（先着順、定員になり次第終了）

#### ■公正証書作成、定款・私署証書の認証など相談【電話予約制】

内容：遺言や任意後見、不動産賃貸借、金銭貸借、離婚にともなう養育費・慰謝料の支払等契約などの公正証書作成および私署証書の認証などに関すること（公証人対応）  
とき：2/23（水）13:00～16:00（定員5人）  
ところ：市役所本庁舎  
予約：2/21（月）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

#### ■年金制度・労働・社会保険に関する相談【電話予約制】

内容：採用から退職までの労働および社会保険、老後の年金を含む生活設計などに関すること（社会保険労務士対応）  
とき：2/9（水）13:00～16:00（定員5人）  
ところ：市役所本庁舎  
予約：2/2（水）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

#### ■土地境界に関する相談【電話予約制】

内容：土地境界などに関すること（土地家屋調査士対応）  
とき：2/17（水）13:00～16:00（定員3人）  
ところ：市役所本庁舎  
予約：2/10（木）17:15まで（先着順、定員になり次第終了）

#### ■市民総合相談センター（市役所駅南庁舎1階）【予約不要】

##### 《消費生活相談窓口》

内容：しつこい勧誘、訪問販売、商品の欠陥など、消費生活に関すること（専門相談員対応）  
とき：平日8:30～17:00（面談・電話相談）☎ 0857-20-3863

##### 《くらし110番相談窓口》

内容：日常生活の中での疑問、困りごとなど（専門相談員対応）  
とき：平日8:30～17:15（面談・電話相談）☎ 0857-20-4894  
平日17:15～22:00（電話相談）☎ 090-8715-9280  
土日祝日8:30～22:00（電話相談）☎ 090-8715-9280

### じん臓疾患・難病患者相談会

保健師による無料相談会です。 ※要予約

対象：慢性じん不全により人工透析を受けている人、難病患者やその家族

とき：1月28日（金）14:00～16:00（毎月第4金曜日）

ところ：市役所駅南庁舎

内容：日常生活・療養上の悩みや不安などの解決のお手伝い

予約：1月25日（火）17:15までに電話で問い合わせ先まで

問い合わせ先 市役所駅南庁舎生活福祉課 ☎ 0857-20-3475

### 多重債務・ヤミ金融など相談会

弁護士などの専門家による無料相談会です。 ※要予約

とき：1月27日（木）13:00～16:00

ところ：県庁議会棟 3階第13会議室（東町一丁目）

問い合わせ先 県消費生活センター

（県庁第二庁舎2階東部消費生活相談室）  
☎ 0857-26-7605 ☎ 0857-26-8144

※本庁舎でも毎週月・金曜日（13:00～17:00）に面談相談を行います。

問い合わせ先 市役所市民総合相談課 ☎ 0857-20-3158

※左記相談以外にも、市役所各担当課で、人権、福祉、税、健康などの各種相談業務を随時行っています。お気軽にご相談ください。

### 女性なんでも相談

内容：一般（人権・教育・健康など）、法律（弁護士対応）  
とき：一般＝2/12（土）13:00～15:00  
法律＝2/7（月）13:00～16:00  
2/25（金）9:00～12:00

ところ：男女共同参画センター（西町二丁目）

予約：1/20（木）8:30～ ※電話などにて先着順

問い合わせ先 男女共同参画センター ☎ 0857-24-2704

### 行政相談

内容：国の仕事や手続き、サービスなど（行政相談委員対応）  
とき：2/3（木）・9（水）・28（月）13:30～16:00、  
2/15（火）13:00～15:00

ところ：2/3＝市役所駅南庁舎、2/9＝輝なんせ鳥取、2/15＝さざんか会館、2/28＝トスク本店インフォメーションルーム

問い合わせ先 鳥取行政評価事務所 ☎ 0857-24-5542

※鳥取行政評価事務所においても平日（8:30～17:15）は毎日相談に応じています。

### 特設人権相談

内容：人権問題全般（人権擁護委員対応）  
とき：2/20（日）13:00～16:00

ところ：さざんか会館

問い合わせ先 鳥取地方方法務局人権擁護課 ☎ 0857-22-2289

※法務局においても平日（8:30～17:15）は毎日相談に応じています。

## 消費にまつわる 不安解消！

問い合わせ先 市役所駅南庁舎市民総合相談センター ☎ 0857-20-3863

### file010 新成人を狙う甘いワナ デート商法

【事例】「アンケートに答えてもらうだけで、新成人のみなさんにプレゼントをお渡ししています。」と異性から家に電話がかかり、簡単なアンケートに答えた。就職の悩みなどを相談しているうちに親しくなり、誘われて喫茶店で待ち合わせをした。そこで自分がデザインしたという高価なアクセサリーをすすめられ、相手に嫌われるのがいやで契約した。

【アドバイス】 成人になると自分の名前で契約をすることができます。若い人の社会経験の少なさに付け込んで、様々な誘いがあります。迷ったときには、自分ひとりで判断せず、両親や周りの人に相談することが大切です。

事例のアクセサリーの契約については、訪問販売に該当しますので、書面を受け取ってから8日間以内であればクーリング・オフで無条件解約が出来ます。契約してから「やっぱり必要なかったかも」と後悔しているときは、まずは周りの人や上記相談窓口などへ相談してみましょう。

# 鳥取環境大学情報

<http://www.kankyo-u.ac.jp/>

## 平成23年度鳥取環境大学入試案内

【一般入試（A方式）】 ※特待生を選抜します。

学 科	募集人員	選 考 方 法
環境政策経営学科	30人	必須：英語（英語Ⅰ、英語Ⅱ） 選択 ▷国語（国語総合 ※古文・漢文除く、現代文） ▷数学（数学Ⅰ、数学A、数学Ⅱ、数学B ※数列、ベクトル） ▷地理歴史・公民（世界史B・日本史B・地理B・現代社会から1科目）
環境マネジメント学科	30人	▷理科（物理Ⅰ・化学Ⅰ・生物Ⅰから1科目） ▷実技（建築・環境デザイン学科のみ）
建築・環境デザイン学科	10人	▷実技（建築・環境デザイン学科のみ）
情報システム学科	10人	以上から2教科2科目 ※同一教科の中で2科目選択はできません。

入学願書受付期間	試験日	※自由選択制
1/6(木)～1/26(水)	2/5(土)、6(日)	
試験会場	合格発表	
本学、東京、大阪、米子、岡山、広島、福岡	2/14(月)	

【大学入試センター試験利用入試（1期）】 ※特待生を選抜します。

学 科	募集人員	選 考 方 法
環境政策経営学科	10人	本学独自の試験はありません。大学入試センター試験利用教科・科目は、募集要項でご確認ください。
環境マネジメント学科	10人	
建築・環境デザイン学科	3人	
情報システム学科	3人	
入学願書受付期間	合格発表	
1/6(木)～2/1(火)	2/14(月)	

※詳しくは募集要項およびホームページをご覧ください。  
応募要領・問い合わせ先 企画広報課入試室 ☎(0857) 38-6720

## 鳥取環境大学の新生に家賃助成を検討

**内 容** 家賃の10割分（上限5000円）を上乗せし、鳥取環境大学周辺の学生アパートへ入居する新生の家賃助成額を30割（上限1万5000円）にかさ上げし、新生の経済的負担を軽減

**対 象** 以下の条件をすべて満たす者

- ①平成23年度に鳥取環境大学に入学した者
- ②鳥取市津ノ井地区又は若葉台地区に所在するアパートに居住する者
- ③②のアパートの住所に住民票を有する者

※鳥取環境大学に入学する前に鳥取市内に居住していた学生も対象とします。

**制度の実施** 平成22年12月議会で債務負担行為として提案し、議決をいただいた後に実施。

**問い合わせ先** 市役所本庁舎企画調整課  
☎ 0857-20-3152

## 図書館だより

- 中央図書館 ☎ 0857-27-5182 開館時間 9:00～19:00  
(土・日曜は17:00まで)
  - 気高図書館 ☎ 0857-37-6036 開館時間 10:00～18:00
  - 用瀬図書館 ☎ 0858-87-2702 開館時間 10:00～18:00
- ※休館日は、毎週火曜日、毎月最終の木曜日、祝日の翌日（気高、用瀬図書館のみ）

### わらべうた講座

**と き** 1月22日（土）10:00～12:00  
**と ころ** 中央図書館 多目的ホール  
**講 師** わらべうたの会「ゆなの木」  
**定 員** 50人 ※要申し込み、定員になり次第締め切り

### 大人のためのおはなし会

**と き** 1月26日（水）10:30～11:30  
**と ころ** 中央図書館 多目的ホール  
**講 師** 末宗リツ子さん  
**定 員** 50人 ※要申し込み、定員になり次第締め切り

鳥取大学・とっとり駅南教室 ☆講話とおしゃべり

と き	講師と演題
第58回 1月8日（土）	「ハ工にもがんが発生する!？」 講師：岡本芳春さん (鳥取大学農学部附属動物医療センター教授)

**時 間** 13:30～15:00 **と ころ** 中央図書館 多目的ホール  
**参加費** 無料 ※定員40人程度、申し込み不要

## 地デジの準備はお済みでしょうか？

地デジに関する無料相談会です。

**と き**：1月5日（水）～7日（金）、11日（火）10:00～16:00  
**と ころ**：市役所駅南庁舎 1階日本海新聞側エレベーターホール前  
**問い合わせ先** 総務省鳥取県テレビ受信者支援センター（デジサポ鳥取）  
☎ 0857-36-9190

## 行政書士無料相談

**と き**：1月15日（土）10:30～15:00 ※当日受付、先着順  
**と ころ**：県立図書館 2階ミニ研修室  
**内 容**：相続・遺言、成年後見、交通事故、帰化・在留許可など  
**問い合わせ先** 鳥取県行政書士会事務局 ☎ 0857-24-2744

## 「筆界特定制度」をご存知ですか？

この筆界特定制度は境界紛争解決のための制度として、平成18年1月20日に施行され、今年で5年目となります。

この制度は、土地の所有者等の申請に基づいて、筆界特定登記官が、外部専門家、例えば弁護士、司法書士、土地家屋調査士等である筆界調査委員の意見を踏まえて、土地の筆界の現地における位置を特定する制度です。

また、「筆界」とは、ある土地が登記された時にその土地の範囲を区画するものとして定められたもので、所有者同士の合意等によって変更することはできないものです。

これに対して「境界」とは、所有権の範囲を画する線という意味で用いられることもあり、その場合には、筆界と異なる概念となります。一般的には、筆界は所有者の範囲と一致するものですが、一致しないこともあります。

詳しくは、最寄りの法務局にお尋ねください。

**問い合わせ先** 鳥取地方法務局 登記部門2階筆界特定係  
☎ 0857-22-2258